

評価基準

審査項目		配点
企画提案に関する項目		
整備対象エリア内におけるアクセスポイントの整備候補箇所の選定方法は本業務の目的を達成するために妥当な方法となっているか。	①	15
アクセスポイントの整備候補箇所として選定した施設の施設管理者への本業務への協力要請の具体的な方法は、協力が得られるような有効な方法となっているか。	②	15
施設の環境や特性に応じて、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮するとともに利用可能範囲が屋外に形成されるような手法となっているか。	③	15
利用者登録情報は使いやすい方法、画面推移は分かりやすいものとなっているか。	④	10
再度アクセス時の手続きにおける設定方法は簡易な方法となっているか。	⑤	10
構築した公衆無線LAN環境に障害が発生した場合の対応方法は十分な内容となっているか、また即座に対応できるようになっているか。	⑥	5
ウイルス対策や不正アクセスの防止、改ざん防止等のために十分な内容となっているか。	⑦	10
公衆無線LAN環境を維持するためのランニングコストの低減化が図られているか	⑧	10
提案価格に関する項目		
提案内容が適切に計上され、合理的な見積金額となっているか。	⑨	5
事業者に関する項目		
他自治体や市内観光施設・交通拠点における公衆無線LANサービスの提供実績はあるか。	⑩	5
合 計		100

審査項目ごとに、各委員（5名）の評価点を加算し、5で除した点数を、その審査項目の評価点とする。評価点の合計が最も高く、70点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目①、②、③の評価点の合計が高い者を最適提案者として選定する。

委員の各審査項目評価方法は次のとおり。

- |        |        |           |        |
|--------|--------|-----------|--------|
| ・極めて良好 | 配点×1.0 | ・やや不十分    | 配点×0.4 |
| ・良好    | 配点×0.8 | ・不十分      | 配点×0.2 |
| ・普通    | 配点×0.6 | ・提案無、評価不能 | 配点×0   |